

即時償却を活用する上で 特に注意すべき事項

Q

セミナーでのご質問

私は中小企業の経営者です。

今期は機械を購入して、中小企業経営強化税制の即時償却制度を活用しようと考えております。即時償却制度を活用するにあたって、特に注意すべき事項があれば教えてください。

A

キド先生からの回答

中小企業経営強化税制の即時償却制度を活用する際に、特に次の事項を確認してください。

- 1 御社の税務申告が「青色申告」となっているか。
(注) 税務署から「青色申告取消し処分」を受けている場合には、取消し期間中は即時償却が行えません。
- 2 会社の資本金が1億円以下か。
(注) また、資本金が1億円以下であっても、大企業に株を所有されていると、適用できない場合があります。
- 3 工業会の証明書が入手されているか。
- 4 国等から「経営力向上計画」の認定を受けているか。
- 5 その事業年度末までに機械を取得して稼働させているか。
- 6 税務申告書に即時償却に関する明細(附表)があり、所定の記載が行われているか。

キド先生からのコメント

その他、機械の取得価額は160万円以上という要件があります。適用に当たっては、コマツの戦略経営ガイドブックなどを参考にしながら、顧問税理士とよく相談をして進めてください。

